質問•回答

| 項目名 | 質問 | 回 答 |
|------------|----------------------|---------------------|
| 2-(4) | こちらが出店出来る日、つまり週に 2, | 実施可能日のみの出店で構いません。ただ |
| 出店日 | 3 回の出店でもよろしいでしょうか? | し、他の事業者との兼ね合いにより、必ず |
| | (期間中全部出店しなくてもよろしい | しも希望日に販売できるとは限りません。 |
| | でしょうか?) | |
| 2 – (5) | 営業時間を14 時まで行うと想定した場 | 車両を動かす際の安全確認や通行時の徐行 |
| 撤収について | 合、撤収作業を行い 15 時には帰路につ | など、来園者や他の出店者の支障とならな |
| | く事が可能ですが、キッチンカーを動か | いように撤収をしてください。ただし、当 |
| | して来園者や他の出店者の方の邪魔に | 日に他の事業者の出店がある場合、お互い |
| | はならないでしょうか? | の撤収予定時間を共有し、清掃分担等の確 |
| | | 認を行うようにお願いします。 |
| 2-(7) | 募集要領に記載されている諸条件及び | 販売価格は事業者が定める通常の価格と |
| 販売価格 | リスクを加味した価格は、正常な価格と | し、社会通念上一般的と判断される価格で |
| | 理解してよろしいでしょうか? | す。 |
| 3-1 | 一部とは、重量による割合又は品数によ | 横浜市内産の農畜産物を必ず活用してくだ |
| 横浜市内で生産された | る割合どちらになるのでしょうか? | さい。使用する横浜市内産の農畜産物の割 |
| 農畜産物を活用した飲 | 仮に1割でも審査通過基準を満たすこ | 合は定めておりませんが、できるだけ多く |
| 食物を提供すること。 | とになるのでしょうか? | 活用し、利用者にわかりやすいように地産 |
| (全部又は一部) | | 地消のPRをお願いします。 |
| 3-1 | 店舗で仕込んだ生野菜は使用する事が | 食品衛生に関する内容は、各事業者で保健 |
| 生野菜 | 出来ますでしょうか? | 所にご相談ください。 |
| | 又は、漂白洗浄されたカットの生野菜か | |
| | 熱を入れた野菜のみ使用可なのでしょ | |
| | うか? | |
| 3-1 | 横浜市の野菜を使用する事とございま | 横浜市内産の農畜産物を必ず活用してくだ |
| 生野菜 | すが、横浜市限定だと仕入れが難しいか | さい。使用する横浜市内産の農畜産物の割 |
| | もしれません。 | 合は定めていませんが、できるだけ多く活 |
| | 神奈川県全域の野菜では不可でしょう | 用し、利用者にわかりやすいように地産地 |
| | か? | 消のPRをお願いします。 |
| 3-2 | プラスチック製品は一切使用してはな | 脱プラスチックへの取組を条件としていま |
| 脱プラスチックへの取 | らないと理解してよろしいのでしょう | すが、プラスチック製品を一切使用しては |
| 組 | か?例えば、先日、日清カップヌードル | ならないというわけではありません。 |
| | がフタシールを廃止するとの報道があ | |
| | りましたが、この場合、容器の包装資材 | |
| | は、引き続きプラスチックを使うことに | |
| | なるので、審査通過基準を満たさないと | |
| | 評価されるのでしょうか? | |

| 項目名 | 質問 | 回 答 |
|--------------|---------------------|------------------------|
| 3-2 | 脱プラは賛成でございます。 | 問題ありません。ただし、各種法令に適合 |
| 脱プラスチックへの取 | ただドリンクを提供する時は缶でござ | するように提供してください。 |
| 組 | いますが、問題はないでしょうか? | |
| 3-3 | 申込書類提出期限前に電源を指定して | 申込書類提出期限前にいつ水素燃料電池車 |
| 水素燃料電池車(FCV) | いただくことは可能でしょうか? | (FCV) 等を電源とするか具体的にお示しす |
| 等により給電可能な環 | | ることはできません。基本的には事業者で |
| 境を準備した場合に指 | | 電源を用意してください。 |
| 定する電源 | | |
| 3-4 | ゴミ回収に必要な分別ボックスは、貴市 | 公園内にごみ箱は設置しませんので、各事 |
| 空き容器等のゴミ回収 | が用意していただけるのでしょうか? | 業者でごみの回収・処分をお願いします。 |
| や無料休憩スペースの | 回収したゴミの処理費用は、事業者が負 | 清掃の内容は、地面に落ちた飲食物の除去 |
| 清掃等を実施するこ | 担することになるのでしょうか? | やテーブル・ベンチを拭くことなどを想定 |
| ٤. | 清掃の方法を具体的にご教示ください。 | しています。 |
| 4-(1) | アルバイトだけの出店は可能でしょう | 各種法令に適合するように実施してくださ |
| 出店メンバーについて | か? | l'o |
| | (ただし、そのアルバイトは運転免許は | |
| | もちろん、食品衛生責任者の講習を受講 | |
| | 済です) | |
| 5 | 過去3年間における販売状況、時間帯別 | 里山ガーデン期間外における飲食物販売事 |
| 事業計画の作成に当た | の入場者数、入場者の年齢・性別、滞在 | 業者の公募は今回が初めての取組です。来 |
| って必要な基礎的なデ | 時間等についてご教示ください。 | 場者情報は持っていませんが、募集要項 7 |
| ータ | | ページ「11 里山ガーデンの紹介」に施設 |
| | | 利用者数を参考として掲載しています。 |
| 5 来園者 | 1日の来場者数は何人を見込まれてい | 募集要項7ページ「11 里山ガーデンの紹 |
| | らっしゃいますか。 | 介」に施設利用者数を参考として下さい。 |
| 5-(1) | キッチンカーの営業許可書は令和3年 | 横浜市内で営業が可能な許可を受け、営業 |
| 営業許可書 | 4月26日に横浜市西区の保健所で取 | 許可期限内であれば、応募は可能です。 |
| | りました。 | その上で、募集要項に示した条件に適合し |
| | 今回はその営業許可書で出店は可能で | た場合に出店が可能になります。 |
| | しょうか? | |
| 8 — (2) | もしも辞退した場合、罰則(ペナルティ) | 行為許可を受けた後に辞退した場合、罰則 |
| 行為許可を受けた後の | はあるのでしょうか? | はありませんが、既に納付した使用料は原 |
| 辞退 | | 則として返還しません。ただし、実施日の |
| | | 5日前までに申し出たときに使用料を返還 |
| | | することができます。 |
| 8 — (5) | もしも辞退した場合、罰則(ペナルティ) | ありません。 |
| 行為許可候補の辞退 | はあるのでしょうか? | |